

【資料 I】

外 国 法 制

(児童に対する性交等の行為への規制)

外国法制(児童に対する性交等の行為への規制)

国名	保護対象	行為	条 文 内 容
アメリカ 法典	18歳未満の 児童	勧誘	第18編117章第2422条(強要と誘惑) (b) 18歳未満の者に対して、売春又は刑法上の罪となる性行為を行わせる目的で郵便又は州間の何らかの設備等や手段を利用して勧誘したときは、この編による罰金、15年以下の拘禁又はそれらの併科に処する。
	16歳未満の 児童	情報の伝 達	第18編117章第2425条(未成年者に関する情報を伝達するための各州間の設備利用) (b) 刑法上の罪となる可能性のある性行為を唆し、助長し、申し込み、又は誘う目的で、16歳未満の者に関する情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等)を提供するために、郵便又は州間の何らかの設備等を利用したときは、この編による罰金、15年以下の拘禁又はそれらの併科に処する。
	-	報告	第42編132章IV第13032(報告義務) 電子通信接続サービス会社、インターネットサービスプロバイダ、リモートコンピューティングサービスプロバイダは、児童の搾取に関する犯罪等の違反(児童ポルノ違反も含む)の事実や状況を知ったときは、できるだけ速やかに全米行方不明・被搾取児童センターに対して、当該状況を報告しなければならない。そして、報告を受けた全米行方不明・被搾取児童センターは法執行機関に当該状況を転送しなければならない。
	13歳未満の 児童	ウェブサ イト運営 者に対す る義務付 け	第15編第6501条～6506条 ～児童オンライン・プライバシー法 (COPPA:Child Online Privacy Protect Act) (要旨) 13歳未満の児童から個人情報を収集するウェブサイト運営者等に対して次の事項を義務付ける。 ・ 収集する個人情報の内容、又は収集した個人情報の使用、若しくは開示についてウェブサイト上での提供 ・ 児童からの個人情報の収集、又は当該情報の使用、若しくは開示について保護者等の同意を得ること ・ 情報を提供した児童の保護者からの要求に応じて、収集した個人情報の使用、保存及び追加的収集を拒絶する機会を提供
17歳未満の 者	商用目的 の通信の 禁止	第47編第231条 ～児童オンライン保護法 (COPA:Child Online Protect Act) (要旨) 1999年成立 WWWを手段とする州間の交易等における、17歳未満の者が利用可能であり、かつ17歳未満の者に有害なマテリアルを含む商用目的の通信を禁止している。(合理的方法により、17歳未満の者に有害なマテリアルの17歳未満の者による入手を制限している場合を除く。) ※ これに対し、憲法で保障された言論の自由を侵害するとして、市民団体が違憲訴訟を起こし、一審、二審は原告の主張を認め、同法の施行延期を判断した。2002年5月、最高裁は、同法において有害マテリアルの判断基準が社会一般の規範に基づいていることについては憲法に違反しないと述べる一方で、規定自体の不明確性等他の論点については下級審における更なる判断・審理を求めて審議中。(本法の執行は延期中(2003年2月現在))	
アメリカ 法典	18歳に満た ない者	インター ネット等 を利用し たわいせ つな行為 の送信等	第47編第5章第223条 ～通信品位保持法 (CDA:Communication Decency Act) (要旨) 1996年成立 (a)(1) (A) 州際又は外国とのコミュニケーションにおいて通信装置を用いて、その受信者が18歳に満たないことを知りながら、わいせつな又は品性を欠くコメント、要求、示唆、提案、画像、その他のコミュニケーションについて、その通信を開始した者と当該コミュニケーションを行った者が同一であるかどうかにかかわらず、故意にそれを行ったり作成したり、又は求められたりした者やその送信を開始した者は、2年を越えない禁錮ないし罰金に処する。 (d) (1) 州際又は外国とのコミュニケーションにおいて、その時代の共同体の基準に照らして明らかに不快な表現方法をもって、文脈の中で性的又は排泄に関する行為や器官を描写又は記述するコメント、要求、示唆、提案、画像、その他のコミュニケーションにおいて、その通信を開始した者と当該コミュニケーションを行った者が同一であるかどうかにかかわらず、故意に (A)それを双方向のコンピューターサービスを用いて、18歳に満たない特定の者に送信した者、 (B)それを双方向のコンピューターサービスを用いて、18歳に満たない者が利用できる形で陳列した者、並びに (2) みずからの管理する通信設備を(1)で禁止された活動に使用されることを意図して、故意にそのような活動のための使用に供した者は、2年を越えない禁錮ないし罰金に処する。 ※ 1996年2月に成立したが、本法で禁止される「indent」「patently offensive」の基準があいまい不正確等の理由からフィラデルフィア連邦裁判所は同年6月12日に違憲判断を下し、さらに1997年6月26日には連邦最高裁判所が通信品位法の規定に関して違憲判決を下した。(ただし、わいせつな表現に関する規定の部分は違憲とはされていない)
	児童	フィルタ リングソ フト使用 の義務付 け	第20編第7001、9134条、第47編第254条 ～児童インターネット保護法 (CIPA:Children's Internet Protection Act) (要旨) 2000年成立 児童を有害情報へのアクセスから保護するために、学校、図書館に対し、フィルタリングソフトの使用を義務付ける。 ※ これに対し、憲法で保障された言論の自由を侵害するとして、市民団体が違憲訴訟を起こし、2002年5月、連邦裁判所は、多くの保護されるべき言論に利用者がアクセスすることを必然的に制限するとして、違憲であると判断。

外国法制(児童に対する性交等の行為への規制)

国名	保護対象	行為	条文内容
イリノイ州刑法典	13歳未満の児童	誘惑	刑法 第11-6 (児童に対するわいせつな誘惑) (a) 17歳以上の者が13歳未満の者に、もしそれが行われれば児童に対するわいせつな行為又は児童の性的非行へに関与になる行為をするように唆したときは、児童に対するわいせつな誘惑の罪を犯したものとす。 (c) 児童に対するわいせつな誘惑の罪を犯した者は、500ドル以下の罰金又は六月以下の刑務所以外の刑罰施設の拘禁に処し、又は両者を併科する。
	—	勧誘等	刑法 第11-15 (売春婦のための勧誘) (a) 以下の行為を行った者は売春婦のための勧誘の罪とする。 (1) 売春の目的で人を勧誘すること (2) 売春の目的で人が会うことの手はずを整え又は手はずを整えることを申し出ること (3) 売春のためと知って人のある場所に導くこと (b) 売春のための勧誘の罪を犯した者は、200ドル以下の罰金又は1年以下の刑務所以外の刑罰施設への拘禁に処し、又は両者を併科する。
イギリス法典	16歳未満の児童	いかかわしい行為及びその勧誘	エリザベス二世第8&9年(1960年)法律第33号 第1条 児童に対するいかかわしい行為 16歳未満の児童と若しくは児童に対し著しくいかかわしい行為を行った者、又は当該年齢の児童に自己又は他の者と当該行為をするように勧誘した者は、正式な起訴による有罪判決に基づき10年以下の拘禁に処し、又は略式の裁判に基づく有罪判決に基づき6月以下の拘禁、所定の額以下の罰金若しくはその併科に処する。
ドイツ刑法典	21歳未満の者及び16歳未満の少女	売春の助長 性交の誘導	刑法 売春を助長する罪 第180a条第4項 21歳未満の者に売春をさせる行為 21歳未満の者に売春を受け入れ、又は継続させるようにするために、売春に導き、又はこれに影響を与えた者は6月以上10年以下の自由刑に処する。 第182条第1項 16歳未満の少女に対する性交の誘導 16歳未満の少女を自己の性交に誘導(性交を欲しないにもかかわらず、これに従うようにすること)とした者は、1年以下の自由刑または禁固刑に処する。
	16歳未満の者	性的行為の助長	刑法 未成年者の性的行為を助長する罪 第180条第1項 16歳未満の者に対する助長 16歳未満の者の第三者に対する、若しくは第三者の面前における性的行為に、又は16歳未満の者に対する第三者の性的行為に、(1)仲介によって、又は(2)機会を提供し、又は作ることによって援助を与えた者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

外国法制(児童に対する性交等の行為への規制)

国名	保護対象	行為	条文内容
フランス 刑法典	15歳未満の者	性的攻撃	刑法 第227-25条 (未成年者に対する性的攻撃) 1 暴力、強制若しくは脅迫を用いることなく、又は不意に襲うことなく、成人が15歳未満の未成年の身体に対し性的攻撃を行う行為は、2年の拘禁刑及び7万5千ユーロの罰金とする。
	未成年者に限らず	性的攻撃	刑法第222-22条 暴行、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行する性的侵害は、全て性的攻撃とする。
	未成年者	売春斡旋	刑法第225-7条 1 売春斡旋は、次に掲げる場合、10年の拘禁刑及び150万ユーロの罰金で罰する。 (1) 未成年者に対して実行したとき。 ※ 通常の売春斡旋の法定刑は、7年、15万ユーロ。
	15歳未満の未成年者	売春斡旋	刑法第225-7-1条 売春斡旋は、15歳未満の未成年者に対して実行したとき、15年の拘禁刑及び300万ユーロの罰金で罰する。
フランス 刑法典	未成年者	墮落の助長等	刑法第227-23条 1 未成年者の墮落を助長し又は助長しようとする行為は、5年間の拘禁刑及び7万5千ユーロの罰金とする。未成年者が15歳未満の場合、又は未成年者と実行者との接触に不特定多数の者に対する伝言を頒布するための電気通信網が用いられたとき、又は学校又は教育施設の内部で行為が行われたとき若しくは生徒の登下校時に当該施設の周辺で当該行為が行われた場合、刑は7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金とする。 ※ 2002年1月1日発効の改正あり。未成年者の墮落の定義条項はないが、この条は「未成年を危険にさらさせる行為」の節にあり、遺棄、麻薬使用教唆、飲酒教唆、物乞い教唆、児童ポルノ、法定強姦が含まれている。
オーストリア 刑法典	未成年者	性的虐待	刑法第207条 (未成年者に対する性的虐待) 1 第206条以外の方法で、未成年者に対して性的行為を行った者、又は未成年者に性的行為を行わせた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。 2 未成年者を、他人と性的行為(第1項)を行うように仕向け、又は、自己若しくは第三者を性的に刺激し若しくは満足させるため、その者自身に対して性的行為を行うように仕向けた者も同様とする。
	未成年者	性的虐待	刑法第206条 (未成年者に対する重度の性的虐待) 1 未成年者と性交を行い、又は、性交に匹敵する性的行為を行った者は、1年以上10年以下の自由刑に処する。 2 未成年者を、他人と性交若しくは性交に匹敵する性的行為を行うように仕向け、又は、自己若しくは第三者を性的に刺激し若しくは満足させるため、その者自身に対して、性交に匹敵する性的行為を行うように仕向けた者も同様に処罰する。

外国法制(児童に対する性交等の行為への規制)

国名	保護対象	行為	条 文 内 容
スイス 刑法典	16歳以上18歳未満の未成年者	誘惑	刑法(誘惑) 第196条 相手方の無経験又は信頼を悪用することによって、16歳以上18歳未満の未成年者に対して性交するよう誘惑した者は、告訴により軽懲役に処する。被誘惑者が犯人と結婚したときは罰しない。
	未成年者	淫行媒介	刑法(淫行媒介) 第198条 利欲から猥褻行為を助成した者は、軽懲役に処する。媒介された者が未成年者であるときには、刑は5年以下の重懲役または3月以上の軽懲役に処する。いずれの場合にも、罰金をも宣告するものとする。
	18歳未満の者	淫行庇護	刑法(淫行庇護) 第200条 利欲の意図なく18歳未満の者との猥褻行為を助成し又はこのような者を猥褻行為をなすようにせん動した者は、軽懲役に処する。
	16歳未満の少年	性的行為の関与	第187条 未成年者の成長への危険、少年(Kinder)との性的行為 1 16歳未満の少年と性的行為に及び、少年がそのような行為をするよう誘惑し(verleiten)、又は少年を性的行為に関与させた者は、5年以下の重懲役又は軽懲役に処する。 2 行為参加者の年齢差が3年を超えない場合には、その行為は処罰されない。 3 実行時に20歳に達しておらずかつ特段の事情が示されるか又は行為者が被害者と結婚したときは、権限ある機関は、刑事訴追、裁判所への回付(Überweisung)又は処罰を回避することができる。 4 行為者が、少年が16歳以上であると誤信していたが、注意義務を尽くせばその誤信を避けることができたときは、処罰は軽懲役とする。
	16歳以上の少年	性的行為	第188条 従属する者との性的行為 1 16歳以上の未成年で、教育、養育若しくは労働上の関係又はその他の理由により行為者に従属(abhängig)するものと、このような従属関係を利用して性的行為に及んだ者、そのような者をその従属関係を利用して性的行為に誘惑した者は、軽懲役に処する。 2 被害者が行為者と結婚したときは、権限ある機関は、刑事訴追、裁判所への回付又は処罰を回避することができる。
スイス 刑法典	未成年者	売春の助長	第195条 性的行為における悪用、売春助長 未成年を売春行為に供した者、従属関係又は財産的利益を利用して人を売春行為に供した者、売春をする者の行動の自由を、売春行為の際に監視をしたり又は場所、時間、範囲その他の売春の条件を特定することで妨害した者、売春行為をするよう人を引き留めた者は10年以下の重懲役又は軽懲役に処する。
	16歳未満の少年	猥褻文書の提供等	第197条 ポルノグラフィー 1 16歳未満の者に関する猥褻な、文書、録音若しくは画像、肖像、その他同様の物又は猥褻な上演(Vorführungen)を、提供し、提示し、放置し、アクセス可能にし、又はラジオ若しくはテレビで流布させた者は、軽懲役又は罰金刑に処する。 2 第1項にいう物若しくは上演(注:ただし16歳以上の者に関するもの)を公然と披露若しくは提示し、又は要求を待たずに提供した者は、罰金刑に処する。 隔絶された空間における展示又は上演であって、事前にその観客に対しその猥褻な性質を指摘した者は不可罰とする。 3 第1項にいう物又は上演で、少年若しくは動物との性的行為、人間の排泄物又は暴力行為を内容とするものを、製造し、輸入し、貯蔵し、流通に供し、宣伝し、提示し、放置し又はアクセス可能にした者は、軽懲役又は罰金刑に処する。目的物は没収される。 3の2 第1項にいう物又は展示で、少年若しくは動物との性的行為、暴力行為を伴う性的行為を内容とするものを、取得し、電子的手段又はその他の方法で入手又は所持した者は、1年以下の軽懲役又は罰金に処する。目的物は没収される。 4 行為者に凶利目的がある場合は、刑罰は軽懲役及び罰金とする。 5 第1項から第3項にいう物又は上演が、保護に価する文化的又は経済的価値を有するときは、それらは猥褻物ではない。